

郡山市放課後児童クラブ指定管理者募集 質問に対する回答

No	質問項目	該当箇所	質問項目	回答欄
1	1募集要項	P.10 第2 5 自主事業	現在実施している自主事業（目的内・目的外）についてご教示ください。	実施している自主事業はありません。
2	1募集要項	P.10 第2 5 自主事業	各クラブごとに予算を計上し、各クラブに内容を委ねるクリスマス会や誕生日会、工作などの費用においては様式10、様式15への記載はどのようにすればよいのかご教示ください。	指定管理料や利用料金を財源とし、実施する場合は、指定管理業務となりますので、提案する内容に応じ、様式7に記載してください。その場合の費用は、様式15の上段部分の収支に計上してください。保護者から実費徴収を行い、実施する場合は、提案内容次第となりますが、様式10-1もしくは様式10-2に記載してください。その場合の費用は、様式15の下段部分の収支に計上してください。
3	1募集要項	P.10 第2 5 自主事業	2 自主事業に関する収支計画予算書の記載について、指定管理料及び利用料金以外、保護者から別途徴収を予定していない場合は未記載でよろしいでしょうか。また、指定管理料及び利用料金内で行う自主事業においてはどのように記載するのかご教示下さい。	前段については、御理解のとおりです。後段については、指定管理料及び利用料金で実施する事業は、指定管理業務となります。自主事業は指定管理会計からの支出ができませんので、留意ください。
4	1募集要項	P.15 第3 4 管理口座及び費用の支払い	指定管理口座と自主事業口座についてですが、指定管理口座で指定管理料、利用料、おやつ代等の収入支出を管理し、別途自主事業口座については自主事業に関する収入支出を管理をする口座を設けるとい認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	1募集要項	P.17 第3 6 基準価格	基準価格について各年度の参考額が記載ありますが、各年度について記載の金額以下となる必要がありますか。	各年度の価格は参考ですので、記載の金額以下となる必要はありません。ただし、3年総額の基準価格以下となることが要件です。
6	1募集要項	P.17 第3 6 基準価格	指定管理料は約6億円/年とのことであるが、50施設で1施設単純に年間1,200万円、月に100万単純に施設管理費用を考えると、正規職員を雇用できるとは到底思えないが、市としてどのように考えているのか。	指定管理料は「支出と収入の差」を賄うものであることから、指定管理料のほか、利用料金収入や他収入等を総合的に検討し、収支予算書を作成、提案してください。施設管理費用については、資料04-1「事業者負担費用区分一覧」に記載していますが、光熱水費の大部分が市負担となっています。また、支援児童の加配職員人件費及びキャリアアップ処遇改善分については、この基準額に含まれていません。
7	1募集要項	P.22 第6 申請に関する事項	共同事業体とした際、会計処理等を整備すれば、企業（法人格）として新設は不要との認識でよろしいですか。	共同事業体は、特別目的会社（SPC）とは異なりますので、新設は不要です。
8	1募集要項	P.22 第6 申請に関する事項	共同事業体で参加する場合、添付書類は代表企業のもののみでよろしいですか。又は、構成する団体全ての添付書類提出が、必要ですか。	構成する団体全ての添付書類を提出してください。
9	1募集要項	P.22 第6 申請に関する事項	指定管理業務3か年満了時点での余剰金の取り扱いに関して、どのような処理となりますか。	生じた余剰金は、指定管理者に帰属します。
10	1募集要項	P.22 第6 申請に関する事項	現時点で提出する就業規則は、共同事業体として新たに作成が必要ですか。もしくは、構成企業が有するものを提出でよろしいですか。	全ての構成企業のことを提出してください。
11	1募集要項	P.22 第6 申請に関する事項	共同事業体として参加する場合の提出書類をすべてご教示ください。	募集要項P24を参照願います。
12	1募集要項	P.27 第6 6 申請書類作成にあたっての留意事項	「(6)ファイルの背表紙に申請する団体名を表示すること。」とありますが、表紙には何も表示せず、背表紙のみ表示の解釈でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
13	1募集要項	P.31 第7 3 ヒアリング又はプレゼンテーション	ヒアリング又はプレゼンテーションへの必須参加者、参加人数の制限等がありますでしょうか。	ヒアリング又はプレゼンテーションの詳細は、指定管理者選定審議会において審議し、決定します。
14	1募集要項	P.36 第8 5 施設の管理者が交代する場合の対応について	引継ぎ経費について、募集要項では「指定管理者が負担」、業務仕様書75ページでは「指定管理者と次期指定管理者との協議」となっております。正しい方をご教示ください。	募集要項に規定する引継ぎは、「市から指定管理者」へ引継ぎを行う場合となりますので、指定管理者負担となります。業務仕様書75に規定する引継ぎは、「現行指定管理者から次期指定管理者」となりますので、双方協議の上、負担を決定することとなります。
15	1募集要項	P.36 第8 5 施設の管理者が交代する場合の対応について	全ての施設の引継ぎとなり、業務の引継ぎには一定期間要すると思います。期間は想定がありますか？ない場合は応募事業者側で提案してもよろしいでしょうか。	引継ぎ期間については、事業者提案に委ねます。
16	2業務仕様書	p.38 第9 3 業務執行体制	算定にあたり、管理部門における所要額はいくらを想定しているのか。本部体制それぞれの職種の給与水準はいくらか。	前段については、積算内訳に関する内容は公表いたしません。後段については、給与水準等は、事業者提案に委ねます。
17	2業務仕様書	p.38 第9 3 業務執行体制	連絡調整員は「必要数配置」となっておりますが、指定管理料を積算するにあたって人数を想定していればご教示ください。	積算内訳に関する内容は公表いたしません。
18	2業務仕様書	p.38 第9 3 業務執行体制	令和3年度、令和4年度の支援員の人件費をお教え下さい。	令和3年度：581,229千円（報酬、共済費、手当等） 令和4年度の人員費決算額は積算中です。
19	2業務仕様書	p.38 第9 3 業務執行体制	ア 管理運営エリア一括で配置する者について、「事務局は指定管理を行う施設内に設けることはできない」とありますが、具体的に市内や県内など事務局を設置するエリアに指定はあるか。	指定はありません。
20	2業務仕様書	p.38 第9 3 業務執行体制	現在郡山市放課後児童クラブに所属する施設長・主任数をそれぞれクラブごとにご教示ください。	現在、本市児童クラブには施設長はおりません。主任の人数については、資料07-2をご覧ください。
21	2業務仕様書	p.38 第9 3 業務執行体制	巡回指導員の現況の勤務時間数×日数をご教示ください。	7時間15分×週4日勤務です。

郡山市放課後児童クラブ指定管理者募集 質問に対する回答

No	質問項目	該当箇所	質問項目	回答欄
22	2業務仕様書	p.38 第9 3 業務執行体制	継続雇用との話があったが、万が一、指定管理スタート時、退職希望ということがあった場合、人員配置基準に抵触する可能性（リスク）があるが、それは指定管理者にて採用するという理解で良いか？福祉業界は人材不足が顕著であるが、人員不足に陥る可能性をどのように考えているか。 指定管理者へ雇用されることへの既存職員の理解はどのようにされているか。教室が人員不足で稼働できない状況を想定しているのか。	支援員等の採用については、指定管理者の決定後（令和5年9月定例会に指定管理者の指定議案を上程します。）から行うこととなるため、支援員に対する面接・採用等を考慮した募集期間を設定しています。既存職員の理解については、令和6年度から指定管理となることについては説明していますが、給与体系や雇用条件等は指定管理者により異なることから、指定管理者が決定したのち、既存職員へ説明する機会を設ける予定です。
23	2業務仕様書	p.38 第9 3 業務執行体制	現在配属している巡回指導員の人数をお教え下さい。	4名です。
24	2業務仕様書	p.38 第9 3 業務執行体制	現状、パート職員（非正規職員）のみの運営体制とのことだが、説明会資料では各教室1名の施設長を配置との記載があるが、その賃金についての所要額はいくらののか。それは基準額に繰り入れてあるのか。	積算内訳に関する内容は公表いたしません。
25	2業務仕様書	p.38 第9 3 業務執行体制	施設長はフルタイムでの雇用形態かつ放課後児童支援員の資格を有する者を46名雇用するとの認識でよろしいでしょうか。 現在の勤務している職員の雇用形態の変更希望次第ではあるが、多くを新規で採用することを見込まれる。放課後児童支援員の資格を有しているフルタイムの職員を市内を優先しながら大多数確保できるかがこの公募へ参加できるかの要点であり、全国での事例を鑑みても相当難しいと考えるが、第10条3項の条例改正による資格者の参酌化の予定があるのかご教示ください。	前段については、お見込みのとおりです。 後段については、現時点で基準条例の参酌化の予定はありません。
26	2業務仕様書	P.40 第9 4 支援児童加配	支援児童加配職員に勤務時間の指定はございますか。現状、支援員A～Cのどの勤務条件で勤務いただいているかご教示ください。	支援児童加配職員の勤務時間について指定はありませんが、支援児童の利用がある日及び時間帯に勤務する必要があります。
27	2業務仕様書	P.48 第11 1 基本事項	現地見学時に支援員と子どもたちが積極的に関わっている感じが無かったのですが（見守りのみ？）、宿題を教えるような寺子屋的な時間等は実際にあるのか。 保護者からの徴収額の上限等は存在するのか。 その他の課外活動も同様。指定管理料内で実施を想定しているのか。	前段については、宿題、自習等の学習活動を自主的に行う時間帯は各クラブで設けています。 後段については、自主事業の内容は、各事業者の発想、ノウハウにより提案いただき、内容及び実費徴収の額が適切でない場合は、市から提案内容の修正を求める場合もしくは実施の承認をしない場合があります。
28	2業務仕様書	P.48 第11 1 基本事項	現在各クラブで実施している、体験活動および地域との連携をご教示ください。	地域との連携として、避難訓練（不審者対応）の際に地元の駐在所の協力を得て行う、ボランティアによる読み聞かせなどを行っている児童クラブがあります。
29	2業務仕様書	P.52 第11 3 放課後児童クラブの開所に関する業務	土曜日合同開所を実施しているクラブは、全て1支援での合同開所でしょうか。	お見込みのとおりです。
30	2業務仕様書	P.52 第11 3 放課後児童クラブの開所に関する業務	複数の支援単位で、使用施設が異なる場所の場合（例：富田小児童クラブ）も土曜日や延長時間等に合同開所は可能でしょうか。	同一クラブ（学校）の場合は、合同開所可能です。
31	2業務仕様書	P.52 第11 3 放課後児童クラブの開所に関する業務	「ア、臨時の開所」「①あらかじめ入所児童の出欠席、利用時間の予定を調査した結果…」とありますが、利用予定調査の頻度等調査の現況や、何か定めがあればご教示ください。	現在は、月下旬に翌月の利用予定表の提出を受け、勤務シフトを作成しています。指定管理以降は、指定管理者の裁量で行ってください。
32	2業務仕様書	P.52 第11 3 放課後児童クラブの開所に関する業務	「あらかじめ保護者から延長利用希望を受け付け希望がある日は延長利用を行うこと」とありますが、利用希望がない場合は延長保育を行わないことは可能でしょうか。	利用希望がない日は、延長利用を行わないことは可能です。
33	2業務仕様書	P.52 第11 3 放課後児童クラブの開所に関する業務	①18:30時点で利用者がいない場合は閉所して良いか。 ②利用者がいる場合、最長19:30までの開所の認識で良いか。 ③延長している利用者が帰った時点で閉所して良いか。 ④可能だった場合、指定管理料の変動はございますか。	①利用児童がいない場合であっても、職員の配置基準である2名以上の職員が勤務している必要があります。 ②御理解のとおりです。 ③延長開所時間の18:30～19:30については、利用児童がいない場合、なくなった時点で閉所することができます。 ④指定管理料の返還は生じません。
34	2業務仕様書	P.56 第11 7 おやつ提供	おやつ提供について、現在行われている安全・衛生面を考慮及び内容や量等の工夫についてご教示下さい。 また、どのような物を提供しどこで購入しているのかもご教示ください。	前段については、アレルギー児童の把握、おやつ前の手洗い指導などを行っています。 後段については、各児童クラブの支援員が各児童クラブの保護者会費でおやつを購入を行っていることから、おやつ代及び調達先については様々です。令和6年度以降はおやつ購入も児童クラブの管理運営業務に位置付け、保護者会費での取扱いは令和5年度末で廃止予定です。
35	2業務仕様書	P.56 第11 7 おやつ提供	現在行われているアレルギー対応についてご教示ください。 また対象児童数をご教示ください。	前段については、入所時の「児童健康状況等調査票」にアレルギーの記載がある場合は、各児童クラブで保護者から状況確認をするともに、おやつ提供の有無を決めています。 後段については、各児童クラブで把握・管理しています。

郡山市放課後児童クラブ指定管理者募集 質問に対する回答

No	質問項目	該当箇所	質問項目	回答欄																																			
36	2業務仕様書	P.56 第11 7 おやつ提供	説明会資料には1,700円/月とあるが、すべての教室がその額なのか。 調達している先は何処なのか。指定期間中、業者さんを紹介いただけるのか。指定事業者が新たに開拓あるいは既に取引している先に依頼できるのか。	前段については、おやつ代は、全教室一律の額で設定していただきます。 後段については、調達先については、市から紹介はしませんので、事業者提案に委ねます。 なお、おやつ提供に当たっては、募集要項・仕様書のP57に記載しているとおり「③おやつは配送利用とし、購入に係る放課後児童支援員の業務負担の軽減を図ること。」としていますので、留意ください。																																			
37	2業務仕様書	P.59 第11 13 放課後児童クラブ療育巡回相談業務	現在、市が委託等している専門機関があればご教示ください。	令和4年度は社会福祉法人安積愛育園に委託して実施。(令和5年度は今後入札予定)																																			
38	2業務仕様書	P.59 第11 13 放課後児童クラブ療育巡回相談業務	支援の「優先度の高い6施設」を超える施設の巡回についても実施する場合は、指定管理料に含めて良いでしょうか。	指定管理料に含めることに差し支えはありませんが、指定管理料の上乗せは行いません。																																			
39	2業務仕様書	P.61 第12 1 自主事業	目的内自主事業の例で特定の施設を対象にデジタル・・・とあるが、全施設で行う場合の考え方についてご教示ください。	実費徴収を行わない場合で、全施設一律で実施する場合は、指定管理業務の位置づけになります。様式7、様式8に実施内容を記載ください。																																			
40	2業務仕様書	P.61 第12 1 自主事業	長期休業時、希望者へのお弁当提供において、アプリで直接保護者が当事業者へ支払うため、弊社は金銭授受に関与しない場合は自主事業になるのかご教示ください。	希望者のみの事業となるため自主事業の位置づけになります。																																			
41	2業務仕様書	P.61 第12 1 自主事業	「目的内自主事業」の範囲内であれば企画ではなく実施において、外部委託をすることも可能でしょうか。(イベント実施等)	可能です。																																			
42	2業務仕様書	P.61 第12 1 自主事業	「目的内自主事業」を実施する際、市と学校と協議の上、学校の体育館や余裕教室等を借用は可能でしょうか。	市と学校と協議の上、承認を得た場合は、可能です。																																			
43	2業務仕様書	P.73 第15 3 保険の加入	500円/人・年の傷害保険の事業者についてご教示ください。また次年度からもその保険を指定管理者が継続し保護者へ提案することは可能でしょうか。	令和5年度から次の保険代理店と契約しています。 取扱代理店：株式会社サリー・ジョイス・ジャパン(東京都千代田区三番町6三番町KB6ビル) 次年度以降の傷害保険の加入については、事業者提案に委ねます。																																			
44	2業務仕様書	【別冊】	設備の維持管理に関する業務について、現在市が外部委託している業務及び直近1年間の実績を開示して頂きたい。	【別冊】設備の維持管理に関する業務に記載のある業務は、すべて外部委託しています。 実績については以下のとおりです。なお、緊急通報装置業務については、施設の増加が大きいため令和5年度の実績額を記載しています。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3">委託実績(令和4年度)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>契約期間</th> <th>契約額(円)</th> </tr> <tr> <td>消防用設備保守点検業務</td> <td>R4.7.13~R5.3.31</td> <td>580,800</td> </tr> <tr> <td>エアコン清掃業務</td> <td>R4.6.8~R5.3.31</td> <td>3,190,000</td> </tr> <tr> <td>カーペット清掃業務</td> <td>R4.7.12~R5.3.31</td> <td>3,839,000</td> </tr> </table> <p>※令和4年度の内容に基づく委託実績のため、指定管理仕様書の内容とは異なる部分があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4">緊急通報装置業務(令和5年度)</th> </tr> <tr> <th>対象クラブ</th> <th>契約期間</th> <th>契約額(円)</th> <th>委託先業者名</th> </tr> <tr> <td>行健②、柴宮②、朝日が丘①②、安積第三①②、大島①、日和田①②、富田東①②③、芳賀①、行徳、安積第二①②、行健第二①、薫①、富田①②</td> <td>R5.4~R6.3</td> <td>1,840,080</td> <td>太平ビルサービス株式会社</td> </tr> <tr> <td>谷田川、行健第二②③、大島②、富田③、富田東④、大成③</td> <td>R5.4~R6.3</td> <td>1,016,400</td> <td>ALSOK福島株式会社</td> </tr> <tr> <td>日和田③、高瀬②</td> <td>R5.4~R6.3</td> <td>264,000</td> <td>ALSOK福島株式会社</td> </tr> </table>	委託実績(令和4年度)				契約期間	契約額(円)	消防用設備保守点検業務	R4.7.13~R5.3.31	580,800	エアコン清掃業務	R4.6.8~R5.3.31	3,190,000	カーペット清掃業務	R4.7.12~R5.3.31	3,839,000	緊急通報装置業務(令和5年度)				対象クラブ	契約期間	契約額(円)	委託先業者名	行健②、柴宮②、朝日が丘①②、安積第三①②、大島①、日和田①②、富田東①②③、芳賀①、行徳、安積第二①②、行健第二①、薫①、富田①②	R5.4~R6.3	1,840,080	太平ビルサービス株式会社	谷田川、行健第二②③、大島②、富田③、富田東④、大成③	R5.4~R6.3	1,016,400	ALSOK福島株式会社	日和田③、高瀬②	R5.4~R6.3	264,000	ALSOK福島株式会社
委託実績(令和4年度)																																							
	契約期間	契約額(円)																																					
消防用設備保守点検業務	R4.7.13~R5.3.31	580,800																																					
エアコン清掃業務	R4.6.8~R5.3.31	3,190,000																																					
カーペット清掃業務	R4.7.12~R5.3.31	3,839,000																																					
緊急通報装置業務(令和5年度)																																							
対象クラブ	契約期間	契約額(円)	委託先業者名																																				
行健②、柴宮②、朝日が丘①②、安積第三①②、大島①、日和田①②、富田東①②③、芳賀①、行徳、安積第二①②、行健第二①、薫①、富田①②	R5.4~R6.3	1,840,080	太平ビルサービス株式会社																																				
谷田川、行健第二②③、大島②、富田③、富田東④、大成③	R5.4~R6.3	1,016,400	ALSOK福島株式会社																																				
日和田③、高瀬②	R5.4~R6.3	264,000	ALSOK福島株式会社																																				
45	2業務仕様書	【別冊】	本指定管理に含まれる設備の維持管理に係る、過去3年間の委託費実績額をご教示ください。	実績については、上表のとおりです。 なお、各年度、対象数量等が異なるため、直近の令和4年度分又は令和5年度分を回答しました。																																			
46	2業務仕様書	【別冊】	緊急通報装置業務について、2点質問があります。 ①(3)緊急通報装置業務対象施設には既に緊急通報装置が設置済みであり、新たに緊急通報装置を設ける必要が無いという認識で良いか。 ②学校所有の緊急通報装置を使用する施設については、緊急通報装置業務対象外であり、費用負担も無いという理解で良いか。	①既に緊急通報装置が設置されていますが、機器は受託業者の所有物です。契約業者が変わる場合は現在の機器は撤去されますので、新たに契約する業者の機器を設置する必要があります。 ②お見込みのとおりです。																																			
47	3様式	様式2 法人等概要書	「市内の営業所」の定義をご教示いただきたいです。	法人市民税の納税の有無となります。																																			
48	3様式	様式2 法人等概要書	・雇用保険・労働災害補償保険の加入の有無 ・健康保険及び厚生年金保険加入の有無 ・定外労働災害補償制度加入の有無 ・市内の営業所又は事務所の有無 等 各項目において有の場合、証明する書類は添付すべきでしょうか。	添付は必須ではありません。																																			
49	3様式	様式2 法人等概要書	障がい者の雇用の有無及び雇用率に関して、弊社はグループ算定特例を受けている場合、当該雇用率の記載で問題ないでしょうか。	御理解のとおりです。																																			

郡山市放課後児童クラブ指定管理者募集 質問に対する回答

No	質問項目	該当箇所	質問項目	回答欄
50	3様式	様式3 放課後児童クラブ 等の運営実績一覧	「所在地・施設分類・運営形態ごとに記載し、施設数合計を「施設（支援単位）数」に記載すること。」とありますが運営期間が異なる場合は ・2023.4～2026.3 1件 ・2022.4～2025.3 1件 のように記載すべきでしょうか。 もしくはNo.を分けて記載すべきでしょうか。	Noを分けて記載ください。
51	3様式	様式7 管理運営に係る提案書 様式8 提案事業に係る事業計画	字体、フォントに指定がありましたらご教示下さい。	指定はありません。
52	3様式	様式7 管理運営に係る提案書 様式8 提案事業に係る事業計画	様式7および様式8について、作成はパワーポイントでもよろしいでしょうか。	様式の作成については、どのソフトを使用してもかまいません。
53	3様式	様式10-1 目的内自主事業に係る事業計画書 様式10-2 目的外自主事業に係る事業計画書	申請書添付書類の様式10-1、2について、指定管理料、利用料以外に徴収を行わない場合は未記載でよろしいのでしょうか。	利用者負担を求めずに実施する自主事業がある場合は、記載が必要です。
54	3様式	様式15 収支予算内訳書	様式15の1の支出の「管理費」の記載が2024年度及び2025年度は「管理費」となっているが、2026年度のみ「事務局費」となっているが誤記載でよろしいでしょうか。	記載誤りです。修正版を掲載しました。
55	4公表資料	令和4年度支援員等 配置状況	現状の配置状況をお示しいただいておりますが、「主任」の現状の勤務時間をご教示ください。また、本表に学童クラブ施設長（学校単位で各1名）は含まれますか。	主任については、大部分が支援員Aの区分ですが一部支援員Bの区分の者がいます。現状、施設長はいません。
56	5その他		現場職員の給与処理や労務管理等に要している本所人員は、現在何名程度でしょうか。	現在、本市では、各クラブから勤怠管理データ（Excel）をメールで報告を受け、紙の休暇簿、出勤管理簿と突合して勤怠処理を行っています。毎月17名で分担し概ね3日間、のべ100時間程度の業務量で行っています。
57	5その他	職員の駐車場利用	車を利用される方も多いと想定されますが、学校の駐車場をお借りすることは可能でしょうか？現在の運用を教えてください。	現状、学校と協議の上、資料01-3に記載している支援員駐車場所に車を駐車しています。
58	5その他	民間事業者（クラブ）への運営費補助	説明会資料に、民間事業者による児童クラブへの運営費補助との記載がありますが、その仕組みや額を教えてください。	民間事業者による児童クラブの運営費補助については、こども政策課へお問い合わせください。
59	5その他	基準条例第10条	基準条例附則2.職員に関する経過措置に関して、確認となりますが、本指定管理期間においては適用外という認識であっておりますでしょうか。	お見込みのとおりです。
60	5その他		現場視察時に保護者が運営に関わっていると感じた。次年度以降の保護者のあり方、考え方についてご教示下さい。	現在は、保護者会費でおやつを購入を行っておりますが、令和6年度以降はおやつを購入も児童クラブの管理運営業務に位置付け、保護者会費での取扱いは令和5年度末で廃止予定です。次年度以降は、直接児童クラブの運営には関わらないこととなるので、保護者のあり方については、今年度中に、各保護者会において検討していきます。
61	5その他		各施設のインターネット環境の整備状況とプロバイダー契約状況をご教示ください。	現在は、各クラブ1台のノートパソコンを設置しており、USBルーターにSIMカード（4G回線（50クラブ合計で50Gバイト/月））でインターネットを使用しています。プロバイダーは株式会社インターネットイニシアティブです。指定管理後は、指定管理者がパソコン等機器やホームルーター等のネットワーク周辺機器を持ち込みください。
62	5その他		現在の学校外施設の耐震基準状況についてご教示ください。	学校敷地外施設については、大島小児童クラブ第2教室以外については、新耐震基準で建築されています。